

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 四二七
  - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四二七
  - 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 四二七
  - 土地改良区の定款の変更を認可した件 四二七
  - 県営土地改良事業計画を定めた件 四二八
  - 県営土地改良事業計画を変更した件二件 四二八
  - 農地法第四十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定により裁定をした件 四二八
  - 保安林の指定をする件二件 四二九
  - 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 四二九
  - 保安林の指定を解除する予定である件 四二九
  - 保安林の指定をする予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 四三〇
  - 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 四三〇
  - 道路の区域を変更する件二件 四三二

## 告 示

### 福島県告示第五百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年八月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひのき薬局	会津若松市東千石一―一―三〇	令和五年七月一八日
オレンジファーマシー	南相馬市原町区栄町三丁目一七七	同年五月一日
太陽薬局	河沼郡会津坂下町字古市乙一四五	同年七月一日
さくら薬局 新白河店	西白河郡西郷村字道南東一―番地	同日

（社会福祉課）

### 福島県告示第五百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和五年八月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ひのき薬局	会津若松市千石町五一―四	令和五年七月一七日
梁川病院	伊達市梁川町字東土橋八番地	同年八月一日

（社会福祉課）

### 福島県告示第五百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業

を休止した旨届出があった。  
令和五年八月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人くまだ小児クリニク	伊達市上台二二	平成三〇年一 二月一五日

(社会福祉課)

**福島県告示第五百二十六号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大熊町土地改良区から令和五年七月七日付けで申請のあった定款の変更について、同年八月十七日認可した。  
令和五年八月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

(農村計画課)

**福島県告示第五百二十七号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、村上・福岡地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
令和五年八月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年八月三十日から

同 年九月十九日まで (二十一日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農村計画課)

**福島県告示第五百二十八号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、沢井地区に係る県営農業競争力強化農地整備事業(農地整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
令和五年八月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年八月三十日から

同 年九月十九日まで (二十一日間)

三 縦覧の場所

石川町役場

(農村計画課)

**福島県告示第五百二十九号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、南屋形地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
令和五年八月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年八月三十日から

同 年九月十九日まで (二十一日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農村計画課)

**福島県告示第五百三十号**

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、令和五年六月五日付けで公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)から申請のあった農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関して、令和五年八月三日付けで次のとおり裁定した。  
令和五年八月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在 地番 地目 面積(平方メートル)

安達郡大玉村玉井字中原 二六〇番一 田 一、〇〇〇

二 利用権の内容 水稲作で利用

三 利用権の始期及び存続期間

1 始期 令和五年一〇月一日

2 存続期間 一〇年

- 四 農地の所有者等の情報
- 五 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。
- 六 借賃に相当する補償金の額 二、〇〇〇円
- 七 補償金の支払の方法
- 八 当該利用権の始期までに福島県方法務局二本松出張所に補償金を供託すること。

(農村振興課)

福島県告示第五百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和五年八月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林の所在場所

南相馬市原町区下渋佐字大身九の三、四二の二、字後川三四一の四、三五三の四、字平一一の五、一一一の六、一一四の八、一一八の三から一一八の七まで、一一九の三から一一九の五まで、一二〇の四から一二〇の六まで、一二二の三、一二六の二、一三一の二、一三三の二、一三四の二、一三六の二、一三八の二、一三九の二から一三九の五まで、一四〇の四、一四〇の六、一四一の四から一四一の六まで、一四三の二、一六三の二、一六三の三、一六四の五、字赤沼三三〇の二、一三三の二、二七二の六、二七五の一、二七八の一、二七九の一、二八〇の一、二八〇の七から二八〇の一〇まで、二八〇の二、二八一の一、二八二の二、二八二の四から二八二の七まで、二八三の一、二八三の四、二三八の一、二三八の二、二三八の三、二四〇、字湊一三二、一三六の一、一三八の一、一三九の一、一四〇の一、一四一の四、一四一の六、一四二の一、一四三の一、一五五の一、一五五の二、一五六の一、一五六の二、一五七から一六〇まで、一六一の二、一六一の三、一六二から一六四まで、一七三の二、一七七、一八五の七、二五四の三、二六〇の四、三〇五、三〇七、三〇八、三〇九の一、三〇九の二、三一一の六、三二二の三、三二四の一、字大橋三六の六、三六の七、三八の二、三八の三、三九の二、四〇の二、四一の二、四三の四、四三の七、五九の三、六〇の三、原町区菅浜字須賀前一〇の一、一一の一、一一の二、一二九の一、字東蔵前七三の一、七三の二、一〇三の一、一〇四の一、一〇五の一、一〇五の五、一〇六の一、一〇六の二、一〇七、字北畑一の三、一の六、二の二

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和五年八月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林の所在場所

相馬市磯部字芹谷地三五七の四、三五七の五、三六〇の一、三六一の六、三六五、三六六、三六七の一、三六七の二、三六八の一、三六八の二、三六八の四、三六八の八、三七〇の一から三七〇の五まで、三七一の一から三七一の三まで、三七一の五、三七一の六、三七一の八から三七一の一〇まで、三七二の一から三七二の四まで、三七二の六、三七二の七、三七三の一から三七三の五まで、三七四の一、三七四の二、三七五の一、三七五の二、三八三の一、三八五の八、三八六の一、三八七の一七から三八七の二二まで、三八八の四から三八八の六まで、三九五の一三、三九五の一四、三九六の一、三九六の四、三九六の九、三九六の一三から三九六の一六まで、三九六の一八から三九六の二二まで、三九六の二七から三九六の三一まで、三九七の七から三九七の一〇まで、四〇二の二、四〇二の五、四〇二の六、四〇二の二から四〇二の一四まで、四〇二の一六から四〇二の二〇まで、四〇二の二二から四〇二の二六まで、四〇三の二、四〇三の五、四〇三の九から四〇三の一三まで、四〇三の一五から四〇三の二三まで、四〇五の三から四〇五の五まで、字大浜七三の一、七三の二、七四、七五、七六の一、七七の一、七九の一から七九の三まで、八一の一、八一の二、八二、八三の一、八三の二、八五の一、八五の二、八六から八八まで、八九の一から八九の四まで、九〇、九一の二、九一の三、九二の六から九二の九まで、九三の一、九四の一、九五の一、九六の三、九六の四、九八の一、九八の二、九九の二、九九の三、一〇〇、一〇一、一〇二の一から一〇二の二まで、一〇五、一〇六の一、一〇六の二、一〇七の一から一〇七の三まで、一〇八、一〇九、一一〇の一から一一〇の三まで、一一一の一、一一一の二、一一一の四

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第五百三十三号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 令和五年八月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所  
伊達市霊山町石田字焼枯沢一一の二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

(森林保全課)

**福島県告示第五百三十四号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
 令和五年八月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所  
いわき市平下大越字南横手二二〇の三、二二〇の四
- 二 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

(森林保全課)

**福島県告示第五百三十五号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定をする予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を榎葉町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
 令和五年八月二十九日

- 一 所在の不明な者の氏名  
齊藤亀作 梶原清 松本勘右工門 株式会社磐城銀行 株式会社福島農工銀行
- 二 通知の内容の要旨  
1 保安林の指定をする予定であること。  
2 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定後の指定実施要件については、保安林の指定をする予定である件(令和五年福島県告示第四百三十七号)によること。  
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

**福島県告示第五百三十六号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
 令和五年八月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
山名傳
- 二 通知の内容の要旨  
1 保安林の指定実施要件を変更する予定であること。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定実施要件については、保安林の指定実施要件を変更する予定である件(令和五年福島県告示第四百四十一号)によること。  
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

**福島県告示第五百三十七号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年八月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
草野長明 村社出羽神社 松本道光 松本茂喜 高木三之助
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和五年福島県告示第四百四十号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和五年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道常磐 勿来線	いわき市渡辺町田部字 仲ノ町三〇番三地先か ら 同 市渡辺町田部字 仲ノ町一八番一地先ま で	変更前 変更後	一〇・〇 一〇・〇 一一・二 一一・二	八〇・八 八〇・八

（道路計画課）

福島県告示第五百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和五年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道釜戸 小名浜線	いわき市渡辺町田部字 老町田二五番二地先か ら 同 市渡辺町田部字 老町田二八番三地先ま で	変更前 変更後	一一・四 一一・四 一四・〇 一四・〇	一〇五・六 一〇五・六 一〇五・六 一〇五・六

（道路計画課）